

横 浜 市 教 育 委 員 会
定例会会議録

- 1 日 時 令和7年3月7日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出 席 者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員 泉委員 綿引委員
- 4 欠 席 者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和7年3月7日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

3 審議案件

教委第52号議案 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

教委第53号議案 横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

教委第54号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第55号議案 教職員の人事について

教委第56号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

それでは、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。1月24日の会議録の署名者は中上委員と綿引委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、2月21日の教育委員会定例会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○2/27 予算第二特別委員会（局別審査）

教育次長の石川でございます。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月27日に、予算第二特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審議が行われました。

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

私からの報告は以上です。

下田教育長

御質問があればお願いいたします。よろしいですか。

御質問がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第54号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」、教委第55号議案及び教委第56号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第54号議案から教委第56号議案は、非公開といたします。

次に、教委第52号議案「横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

村上教職員人事部長

教職員人事部長の村上でございます。よろしくお願いいたします。教委第52号議案「横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則及び横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について」、お諮りさせていただきます。次のページ、「提案理由」でございます。記載の形になりますが、関係法令の改正に伴い、横浜市立学校に勤務する臨時的任用職員及び会計年度任用職員に適用される、子の看護休暇に関する規定の整備、また、国の見直しに準じた改正を行い、あわせて、臨時的任用職員に適用される、病気休暇及び介護休暇を市長部局の期間に準じて、関係の規則を改正したいということで、御提案させていただいております。引き続き詳細については、教職員労務課長から御説明いたします。

大木教職員労務課長

教職員労務課長の大木でございます。3ページから4ページを御覧いただければと思いますが、こちらが改正の議案となっております。別紙に説明資料を御用意させていただきましたので、こちらを御覧いただければと思います。こちらで説明させていただきたいと思います。

「1 改正の趣旨」でございますが、先ほど教職員人事部長から申し上げましたとおり、いわゆる育児休業・介護休業法の改正に伴い、その改正に準じて、本市の条例が令和7年2月18日に改正されております。こちらは正規職員に適用される部分でございます。学校に勤務する教職員の臨時的任用職員と会計年度任用職員の関係につきましては、教育委員会規則で規定されておりますので、そちらに準じて併せて改正を行うということが主な趣旨でございます。いずれの内容も拡充で、取得する教職員にとって良くなる方向という改正になっております。

「2 改正内容」ですが、まず「(1) 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則」でございます。「ア 子の看護休暇」につきまして、国及び市長部局の改正に準じ、名称を現行の「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」へ、取得事由を現行の「負傷・疾病にかかった子の世話、予防接種、健康診断」に「学級閉鎖等に伴う子の世話、入学式等の行事参加」を加えるよう改正いたします。続いて「イ 病気休暇」及び「ウ 介護休暇」についてですが、市長部局に準じまして、病気休暇の期間を現行の「10日」から「20日」へ、介護休暇の期間を現行の「連続する3月」に「又は60日（要勤務日）」という部分を加えるように改正いたします。

裏面の2ページを御覧いただければと思います。「(2) 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則」でございます。改正内容でございますが、「ア 子の看護休暇」の名称、取得事由については、先ほどの臨時的任用職員と同様の改正を行います。加えまして、対象となる子の範囲を現行の「小学校就学の始期に達するまで」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に改正し、取得要件から現行の「任期が6月以上」という要件を廃止いたします。続いて「イ 病気休暇」についてでございますが、国の改正に準じ、報酬を現行の「無給」から「有給」となるように改正いたします。

「3 施行期日」ですが、令和7年4月1日を予定しております。3ページ以降には参考に新旧対照表を添付しておりますので、御覧いただければと思います。雑ぱくですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

それでは、説明が終了しましたので、御質問があればお願いいたします。

綿引委員

確認と質問でございますが、今の臨時的任用職員、会計年度任用職員という、横浜市教育委員会事務局で決められる就業規則において、各都市の教育委員会の

	福利厚生制度とベンチマークすると、横浜市の水準というのはどのように理解しておけば良いでしょうか。
大木教職員労務課長	臨時的任用職員の部分につきましては、各都市様々でございます。病気休暇は20日に改正しますが、もっと短いところもあれば、90日など長いところもあります。考慮しなければいけないのは、学校の教職員の場合は穴があくとそれなりに運営上の支障がありますので、実際にはある程度の日数を考慮しながら、職員団体、労働組合ですが、話し合ってきてこのような結果になっております。
綿引委員	劣っているわけではないということですか。
大木教職員労務課長	劣っているわけではないと思います。
綿引委員	ありがとうございます。
下田教育長	ほかにございますか。
森委員	もちろん法律の改正に伴う変更ですので、異論はございませんし、引き続き取得しやすいような環境整備にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。一つ御質問ですが、これから介護しながら働く方が増えていくと言われている中で、現行制度で介護休暇を取得されている方というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。
大木教職員労務課長	現行の介護休暇ですと、臨時的任用職員で言いますと5人にとどまっております。平均日数で言いますと14.2日です。全体で言いますと1,500人ぐらいおりますので、臨時的任用職員については少ないということになります。
森委員	いろいろな手続や、ケアに伴う休暇を取らなければいけない方が実際取りやすいということと、1日は休暇を取らなくて済むけれども時間帯をずらしながら、継続して働きながら介護ができるような環境整備を民間も整え始めている中で、教職員の働き方でもこれはこれから大きなテーマになってくるだろうと思っております。制度は制度、加えて運用のところがこれから肝になると思うので、引き続きよろしくお願いします。
大木教職員労務課長	ありがとうございます。取得しやすいような環境は少しずつ整っていったのかと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。
下田教育長	ほかにございますか。よろしいですか。 ほかになれば、教委第52号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
下田教育長	原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第53号議案「横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

村上教職員人事部長	教委第53号議案「横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について」、お諮りさせていただきます。「提案理由」でございます。横浜市立学校教職員互助会会員となることのできる者の範囲に、高等学校に勤務している教職員と特別支援学校に勤務する実習助手を加えるということで、関係規則の一部改正を御提案させていただきます。内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。
喜々津担当課長	担当課長の喜々津でございます。別添でつけております説明資料を御覧ください。1 ページ目でございます。まず、「1 改正内容」の「(1) 会員の範囲の変更について」ですが、横浜市立高等学校の教諭等及び特別支援学校の実習助手につきまして、横浜市立学校教職員互助会に加入できるよう、会員の範囲の変更をお願いするものでございます。「(2) 理由」でございますが、現在、小学校・中学校の教職員、実習助手を除く特別支援学校の教職員は、「教職員互助会」という福利厚生団体に所属しております。しかしながら、高等学校の教職員と特別支援学校の実習助手は、市役所の職員と同じ厚生団体である「職員厚生会」というように、校種によって福利厚生団体が異なっています。今回、市立学校の教職員が統一した福利厚生制度となるように、高等学校などの教職員を「職員厚生会」から「教職員互助会」へ移行することとし、必要な規則の改正を行うものでございます。 その下、【参考】改正等の概要でございますが、会員の範囲につきまして、改正前は、校種と該当の職名等を列記していましたが、改正後は、技能職員及び高等学校の事務職員を除き、全校種の正規・再任用・臨時的任用職員及び育児休業代替職員である教職員を対象とさせていただきます。 「2 施行年月日」でございますが、令和8年4月1日とさせていただきますと存じます。施行までの間、対象教職員への周知を十分に行い、システム改修等の準備を行います。 改正案としましては、1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目の新旧対照表を御覧ください。会員となることのできる者の範囲は全ての校種が対象となりますので、第2条の会員の範囲を、記載のとおり変更させていただければと存じます。説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。
下田教育長	説明が終了いたしましたので、御質問があればお願いいたします。
中上委員	この問題は、御案内のとおり福利厚生の事業は非常に厳しくなっていて、事業主負担分をずっと見直した中で、それぞれの会計や経営も厳しくなっているというのがあると思います。特に組合員の数や事業の中身が違いますと、高等学校から中学校への人事交流など、負担感が違うわけですね。それは労働条件の一つとはいえ、なるべくそういう障害はないほうが中学校と高等学校の人事交流が進むと思います。特に中高一貫がいろいろ検証の結果でも効果を出してきますし、ますます課題の中に、高等学校と中学校の人事交流をもっと盛んにすべきだという意見もありますので、今回の改正については、その面からいっても非常に良いことだと思います。大賛成でございます。
下田教育長	ほかにございますか。よろしいですか。 ほかに御意見がなければ、教委第53号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員	＜了 承＞
下田教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議は終了いたしました。事務局から報告をお願いします。
森長総務課長	次回の教育委員会臨時会は、３月19日水曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、４月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。
下田教育長	皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、３月19日水曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。 ＜傍聴人及び関係者以外退出＞
下田教育長	教委第54号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」 (原案のとおり承認) 教委第55号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委第56号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認)
下田教育長	本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。 [閉会時刻：午前11時5分]